



社会福祉法人静岡県共同募金会 “赤い羽根” 災害ボランティア活動用機器整備事業実施要領

(目的)

第1条 発災後直ちに被災地で要援護者を支援するボランティア活動に着手出来るよう、活動用機器及び物置（収納庫）の整備費を助成する。

(助成対象団体)

第2条 静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会及び市町社会福祉協議会とする。

(助成基準)

第3条 助成基準は次のとおりとする。

助成対象団体	区域	助成箇所数	助成額上限
静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会	広 域	必要数	100 万円
市町社会福祉協議会	行政区	1 カ所	50 万円

2 助成率 100%（助成額上限まで）とする。

3 助成対象団体からの申請は1年度につき1回までとし、令和7年度まで受け付ける。ただし、市町社会福祉協議会においては通算3回までとする。（政令市は行政区ごと）

(助成対象及び条件)

第4条 助成対象は、次のとおりとする。

(1) 活動用機器 別表1のとおり

(2) 物置（収納庫）（助成物件の活動用機器の保管を目的とするもの。）

(3) (1)及び(2)で第7項に定める標示ができるもの

2 助成物件は助成対象団体の所有として管理すること。

3 物置（収納庫）を設置する場所は、地域の社会福祉法人に協力を呼びかけ、無償提供の協力を得た社会福祉施設敷地とする。

ただし、国又は地方公共団体からの委託経営及び指定管理施設は対象外とする。

4 活動用機器は使用の都度、機器の保守と在庫管理を行い、その保管場所は第1項第2号の物置（収納庫）とする。なお、市町社会福祉協議会においては物置（収納庫）のみの申請は受けつけない。

5 地域の災害時要援護者を支援することを目的として、自治会、民生委員、福祉施設、災害ボランティアコーディネーター（以下「協力者」という。）と災害ボランティアセンター立ち上げの訓練を年1回以上行い、機器の保守と在庫管理を行うこと。

なお、助成事業完了の翌年度の期首から起算して3年間は、各年度末までに訓練の実施を本会に写真を添えて報告すること。

また、この取り扱いは、過去に本会から助成を受けた対象事業についても同様とする。

6 使用に際しては、助成対象団体と協力者において、緊急時に共有して活用できるよう体制を整え、覚書を交わすこと。覚書には、赤い羽根共同募金による助成であることを明記すること。（覚書は、交付請求書に添えて本会へ提出すること。）

7 助成物件には「赤い羽根シール」を貼付して写真により報告すること。また、広報紙及び

ホームページに赤い羽根共同募金による助成で整備したことを明記し本会へ写真を提出すること。

(申請の手続き)

第5条 助成対象団体は、本会助成要綱に記載の受付期間に「災害ボランティア活動用機器助成申請書」(様式第1号)を次の方法により本会会長に提出する。

(1)データ送信 申請書データ(Word形式)をメール添付で提出

(メール先: kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

(2)書面郵送 申請書及び添付書類を郵送により提出(申請書メール送信後、一週間以内)

(助成の審査及び助成金の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受けた場合、配分委員会の承認を得て、理事会で、助成金額、助成方法を決定するものとする。

別表1(第4条 助成対象)

活動用機器	スコップ	バール	ジョレン	バケツ
	一輪車	リヤカー	ホースリール	左官ふね
	発電(蓄電)機	送風機	高圧洗浄機	投光器
	コードリール			

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。